



隠岐の島町から転出される方へ



転出届にともなう各種手続をご案内します。

対 象 と な る 方	隠 岐 の 島 町 で の 手 続		転 出 先 で の 手 続	
印鑑登録をしている方	1 階④番窓口 戸籍住民係 ☎2-8560	転出予定日をもって登録が廃止されます。 印鑑登録証を返納 してください。	登録する 印鑑、本人確認書類等 をお持ちの上、新たに印鑑登録の手続をして下さい。	
国民年金に加入又は受給している方	1 階⑤番窓口 国保年金係 ☎2-8560	手続はありません。	手続はありません。	
国民健康保険に加入している方		転出確定日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして資格確認書等を返納 してください。	新たに加入の手続をしてください。	
後期高齢者医療受給者証をお持ちの方		県内転出	手続はありません。	資格確認書等の住所変更手続 をしてください。
		県外転出	転出確定日の翌日に資格を喪失します。 資格確認書等を返納 してください。 負担区分等証明書を発行 します。	負担区分証明書(隠岐の島町発行) をお持ちの上、手続をしてください。
子ども等医療費受給資格証をお持ちの方			転出確定日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして医療費受給資格証を返納 してください。	新たに取得の手続をしてください。
障がい者手帳をお持ちの方	1 階①番窓口 地域福祉係 ☎2-8561	島外施設等へ入所される方は 、手続が必要な場合があります。手帳をお持ちの方は左記までご連絡ください。	住所変更手続をしてください。	
児童手当を受給している方	1 階②番窓口 児童福祉係 ☎2-8577	児童手当受給事由消滅届を提出してください。	マイナンバーカード・銀行通帳・資格確認書等 をお持ちの上、新たに受給の手続をしてください。	
児童扶養手当を受給している方		児童扶養手当住所変更届を提出してください。転入先自治体宛て事務連絡(転出先でのお手続に必要なものの記載あり)をお渡しします。	児童扶養手当住所(転入)変更届 を提出してください。	
子育て応援パスポート(こっころカード)をお持ちの方	1 階②番窓口 子育て世代包括支援係 ☎2-8577	返還(転出)申請書 を提出してください。	【県外へ転出する場合】 転出先市町村で新たに手続をしてください。	
妊娠中で母子健康手帳の交付を受けている方		妊婦一般健康診査受診票の残り枚数を確認します。	転出先市町村で受診票の交換が必要です。	
介護保険の被保険者の方	1 階①番窓口 高齢者福祉係 ☎2-4500	転出予定日の翌日に資格を喪失します。 保険証を返納 してください。 認定を受けている方は受給資格証明書 を交付します。	転出先市町村で新たに手続をしてください。	

対 象 と な る 方	隠 岐 の 島 町 で の 手 続		転 出 先 で の 手 続
水道使用の解約手続 がお済みでない方 (転出後も契約継続の 場合は手続不要です)	2 階①番窓口 上下水道課 ☎2-0192	閉栓・名義変更手続が必要です。 左記担当までご連絡ください。	転出先市町村にお問合せください。
防災行政無線戸別受信機 の貸与を受けている方	2 階⑤番窓口 総務課 危機管理室 ☎2-2111	防災行政無線戸別受信機の貸与を受けている方は、受信機をお持ちの上、 窓口にて返却手続 をしてください。(町営・県営住宅に入居されていた方は除く)	
小・中学校に在学中の お子様がいます	3 階①番窓口 教育委員会 ☎2-2206	現在通学している学校または教育 委員会で手続をしてください。	転出先市町村の学校・教育委員会に お問合せください。
隠岐航路・航空路運賃 助成対象者証明書 (離島割引カード) を お持ちの方	2 階⑧番窓口 地域振興課 ☎2-8570	本町から航路(フェリー・高速船)または航空路(隠岐-出雲便)で転出 する際にご使用できます。 転出後にご自身で必ず破棄 をしてください。 ※ 隠岐の島町に住民票がある方が扶養し、町外に居住(住民票が町外) する小・中・高・大学等に通う児童・生徒は、準住民カードの交付対象 になりますので申し出てください。別途申請手続が必要です。	

他市町村への転入手続について

新しい住所に引っ越した日から **14 日以内に新住所地の市区町村役場で転入届**をしてください。
(14 日以内に届出をしないと、5 万円以下の過料に処せられる場合があります。)

用 意 す る も の	
マイナンバーカードを お 持 ち の 方 	◎ マイナンバーカード及び暗証番号(英数字 6～16 桁・数字 4 桁) (転入する市区町村の窓口で住所の書換え等の手続があります) ※新しい住所に引っ越した日から 14 日以内かつ転出予定日から 30 日以 内に転入手続をしてください。 期限を過ぎた場合はマイナンバーカードが 失効 するため、窓口または郵送で転出証明書の再交付手続をしてください。
マイナンバーカードを お 持 ち で な い 方	◎ 転出証明書(隠岐の島町発行のもの) ◎ 本人確認書類(運転免許証等)

転出をやめるとき

転出届の取消手続をします。下記をご用意のうえ、役場 1 階④番戸籍住民係窓口へお越しください。

マイナンバーカードをお持ちの方：◎ **マイナンバーカード及び暗証番号**

マイナンバーカードをお持ちでない方：◎ **転出証明書(隠岐の島町発行のもの) 及び本人確認書類(運転免許証等)**

※郵送やお電話での手続はできませんのでご注意ください。

☆☆☆各支所・出張所の窓口でも手続きできます☆☆☆